

令和7年度 単位老人クラブ活動補助金

実績報告に係る記入上の注意事項

書類の作成・提出前に必ずご確認ください

【提出期限】

令和8年3月19日（木）

【提出先】

〒522-0041 彦根市平田町 670 番地 彦根市福祉センター 1階
彦根市役所 福祉保健部 高齢福祉推進課 電話：0749-23-9660

郵送・メールにて提出も可（kourei@ma.city.hikone.shiga.jp）

※書式は、彦根市ホームページからもダウンロードできます。

【書類に対する注意事項】

- 訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、二重線にかかるように署名または訂正印を押印してください。修正液や修正テープでの訂正はできません。
- 各書類は、ボールペンや万年筆等、消えない筆記具でご記入ください。電子データの提出やパソコンで入力された用紙での提出も可能です。
- ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

○記入上の注意事項	2
○記入例	
・彦根市老人クラブ活動補助金実績報告書（第3号様式）	7
・事業実績書	8
・決算（見込）書	9
・実績報告書に添付する領収証の注意点	10

記入上の注意事項

1 彦根市老人クラブ活動補助金実績報告書・・・【記載例 7 ページ】

クラブ名は、正式名称を記入してください。

3月分までの活動に対する補助金のため、3月1日以降の日付を記載してください。

2 事業実績書・・・【記載例 8 ページ】

ご提出日までに実施された活動実績について、ご記入ください。

本補助金は、対象活動に対しての補助であり、補助金額については対象活動を行った月数に月額（小規模クラブは 1,200 円、適正クラブは 3,015 円）を乗じた額となります。そのため、活動を一切行っていない月分は補助金が減額となりますのでご注意ください。

歳入と歳出の金額は同額となります。

3 決算（見込）書・・・【記載例 9 ページ】

経費を全額記入していただく必要はありません。彦根市が交付した補助金額以上であれば問題ございません。

※ただし、補助対象経費が補助金額未満の場合、もしくは活動を行っていない月があることで補助金が減額になる場合は、減額となった金額をご記入ください。

4 実績報告書に添付する補助対象事業費の領収書の写し・・・

【記載例 10 ページ】

補助金額以上の対象経費があることの確認を行うため、補助金額相当分の補助対象事業費の領収書や領収書の写しを添付してください。

補助金額相当分の領収書の添付だけで結構ですので、全ての領収書等の提出は不要です。

例えば、補助金額が 36,180 円の場合、補助対象経費の内、36,180 円相当分の領収書を添付してください。

また、「友愛活動」や「奉仕活動」等の補助対象経費の中で活動別に領収書を分ける必要はありません。

【市補助金の補助対象となる活動について】

老人クラブが行う高齢者の生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動等の地域を豊かにする活動

< 参考例 >

① 友愛活動

- ・ 近隣の独居高齢者を訪問し、家事援助や話し相手をするボランティア活動
- ・ 施設入所の高齢者に対する施設行事の支援
- ・ 電話での様子確認
- ・ 友愛訪問でお渡しする品の作成

② 奉仕活動

- ・ 施設で、車椅子整備等の奉仕活動
- ・ 道路清掃、草花植え等の清掃奉仕活動

③ 地域支え合い、防災・安全活動

- ・ 登下校時の子どもを見守る活動（あいさつ運動、パトロール）
- ・ 食育等の次世代育成支援活動
- ・ 環境美化活動
- ・ 認知症高齢者やその家族を支える取組
- ・ 閉じこもりがちな高齢者を対象とした孤立防止活動
- ・ 災害等緊急時に備えるネットワークづくり
- ・ 交通安全教室の開催
- ・ 犯罪被害（詐欺、悪徳商法等）を防ぐ情報の提供

④ 若手高齢者組織化・活動支援

- ・ 若手高齢者を対象としたサークルやグループ活動の組織化
- ・ 会報の作成、印刷、郵送作業、用紙購入等（発行日が6月でも、作成や印刷が5月であれば、5月分の活動としても認められます。）

⑤ 学習活動

- ・ 教養講座の開催、各種研修会への参加

⑥ 健康・スポーツ・レクリエーション活動

- ・ グラウンドゴルフ、健康体操等

⑦ サークル活動

- ・ カラオケ、生花、カメラ等

＜ 「補助対象となる活動」に係る補助対象経費の参考例 ＞

科 目	参 考 例	備 考
報償費	教養講座等の講師謝礼、講師茶菓子	謝礼が現金の場合、領収証には講師の方の氏名と印鑑が必要です。
食糧費	環境美化活動参加者への茶菓子代	
	教養講座参加者への茶菓子代	
	友愛訪問に係る食材費	1人1,000円（税別）が上限です。
	料理教室の食材費	
旅 費	スポーツ大会への参加旅費	利用区間と料金が分かるものをご提出ください。
	学習活動に係る交通費（高速代含む）	上記と同じ。
需用費	事務用品代、用紙代	
	表彰用トロフィー代	
	会報等印刷代	
	友愛訪問にかかる粗品代	1人1,000円（税別）が上限です。
役務費	郵便料（切手、はがき）	
	自治会館使用に伴う電話使用料	
備品購入費 （※小規模クラブは除く。）	清掃用具、スポーツ用具購入費	
使用料および賃借料	会場借上料、軽トラック等の借用費用	
参加費	各種大会参加費	老人クラブの会員として参加する場合は支出可能です。（個人参加は不可）
助成金	老人クラブ内のサークルへの助成金	そのサークルが助成金を何に使われたのかが分かる領収証を添付してください。

【補助対象とならない活動について】

親睦会・誕生会・花見会・忘年会・新年会・親睦旅行等の娯楽を目的とした活動や、冠婚葬祭に関わる活動、定例会・役員会・総会は補助金の対象外の活動です。

＜ 補助対象とならない経費の参考例 ＞

- ・ 娯楽を目的とした活動に係る経費
（例：親睦会や親睦旅行に係る交通費、飲食費）
- ・ 個人への配布を目的とした消耗品費
（例：長寿祝品、誕生祝品、参加賞）
- ・ 個人負担とすることが適当な経費
（例：保険料、史跡等への拝観料）
- ・ 各種団体等への負担
- ・ 友愛訪問による見舞金、商品券
- ・ 慶弔費、法要料、玉串料
- ・ その他、別途市の補助を受けているもの

また、補助対象の活動であっても、下の表にあがっている経費については、補助金から支出することができません。

科 目	参 考 例	備 考
食糧費	お酒代・弁当代	
旅 費	親睦旅行にかかる交通費、史跡等への拝観料・入場料・見学料、神社でのお祓い代	
交際費	お食事会、親睦旅行	
慶弔費	祝金、お見舞金、香典	
寄付金	町内会への寄付金・協賛金	
記念品	敬老会や誕生会に係る記念品、記念式典の開催費・記念品、祝品	個人への配布を目的とした消耗品費であるため。
保険料	1年間を通じての保険料	個人負担とすることが適当な経費であるため。
負担金	各種団体への負担金	
その他	商品券	商品券は、講師への謝礼のみ認められます。

* 定例会・役員会・総会内で、補助対象活動をされた場合は対象経費に入ります。

(注意)

次の場合は、精算により補助金を返還していただきます

- ① 令和7年度補助金交付額（36,180円または14,400円）より「補助対象となる経費」の金額が下回る場合。
- ② 「事業実績書」の補助対象となる活動が毎月実施されていない場合。その場合、活動できなかった月数分（3,015円/月×活動できなかった月数または、1,200円/月×活動できなかった月数）減額になります。

参考

Q & A

Q.1 講師謝礼など、領収証がない経費があります。対象経費として認めてもらえますか？

A.1 領収証がない経費については認められません。

Q.2 補助金額相当分の領収証の添付だけでもよいですか？

A.2 補助金額相当分の領収書だけでかまいません。決算（見込）書に記載額の領収書を添付してください。

Q.3 茶菓子代とはどの範囲まで認められますか？

A.3 水分補給のためのお茶や、塩分や糖分補給のための駄菓子等程度が対象であるとお考えください。食事となるようなものは認められません。

Q.4 サークルなどの活動のために、先にまとまった金額を支出している経費についても、領収証等を添付する必要がありますか？

A.4 はい。適正な使用を確認するため、領収証の添付が必要です。

Q.5 領収証は原本ですか？

A.5 写しでも結構です。

記入例

令和8年(2026年)3月〇日

彦根市長 様

3月分までの活動に対する補助金のため、3月1日以降の日付を記載してください。

正式な老人クラブ名を記載してください。

〇〇老人クラブ

会長住所 彦根市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇 〇〇

T E L 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

彦根市老人クラブ活動補助金実績報告書

彦根市老人クラブ活動補助金に係る事業の実績について、彦根市老人クラブ活動補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 決算(見込)書
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 事業実績に係る書類、パンフレット、写真等の資料

事業実績書

記入例

正式な老人クラブ名を記載してください。

令和 8年 3月 日

クラブ名 ○○老人クラブ

補助金を使用しなかった活動についても
事業実績書にはご記入ください。

3月分までの活動に対する補助金のため
3月1日以降の日付を記載してください。

毎月1回以上「補助対象となる活動(①～⑦)」の
いずれかの活動を実施していただく必要がありますので、漏れなく
ご記入ください。
(活動がない月があると、その分の補助金は減額となります。)

∞

活動 開催月	補助対象となる活動									
	①友愛活動	②奉仕活動	③地域支え合い等活動	④若手高齢者組織化等	⑤学習活動	⑥健康	⑦その他	補助対象外となる活動	回数	備考
4月					情報発信					定例会
5月	友愛訪問									役員会
6月										定例会
7月	友愛訪問									役員会
8月										定例会
9月	友愛訪問					グラウンドゴルフ練習		敬老会		役員会
10月						健康体操	手芸			定例会
11月	友愛訪問	町内清掃	子ども見守り活動		防災出前講座	グラウンドゴルフ練習				役員会
12月			子ども見守り活動			健康体操	手芸	忘年会		定例会
1月	友愛訪問		子ども見守り活動		会報発行			新年会		役員会
2月					人権研修	健康体操	手芸			定例会
3月	友愛訪問		子ども見守り活動			グラウンドゴルフ練習				役員会
計	6回	2回	5回	1回	2回	6回	9回	5回	3回	12回

記入例

決算(見込)書

令和 8年 3月 日

3月分までの活動に対する補助金のため
3月1日以降の日付を記載してください。

自治会補助金、その他補助金、
会費、寄付金等、あてはまる区
分名を記入してください。

正式な老人クラブ名を記載してください。

クラブ名 ○○老人クラブ

(歳入) (単位:円)

区 分	金 額	備 考
老人クラブ	36,180	
自治会補助金 会費	3,400	
	39,580	

彦根市からの活動補助金を記入してください。
(会員数30名以上は、36,180円
会員数29名以下は、14,400円)

※ただし、補助対象経費が補助金額未満の場合、もしくは補助対象活動を行っていない月があることで補助金が減額される場合は、減額された金額をご記入ください。

領収書の合計額と、
補助金額の差額を記入
してください。

(歳出) (単位:円)

区 分	金 額	備 考
補助対象となる経費(B)	39,580	

※記入の際は、別添「令和 年度単位老人クラブ活動補助金の実績報告に係る記入上の注意事項」を参照してください。

※歳入と歳出の金額は同額となります。(A=B)

領収書の合計額と同額にしてください。
(補助金額相当分の領収書で結構です。)

歳入合計と歳出合計が同額となります。(A=B)

全ての領収書等の写しは不要です。

(補助金額が36,180円の場合、補助対象経費に係る36,180円相当分の領収書の写しが必要ですが、領収書は、補助金額以上であれば問題ございません。)

領収書は、「友愛活動」や「奉仕活動」等、活動別に提出していただく必要はありません。

単位老人クラブ活動補助金の実績報告書に添付する領収証の注意点

領 収 証

令和7年5月1日

〇〇老人クラブ 様

5,000円

但し ゴミ袋代金として
上記正に領収いたしました

彦根市〇〇町△×番地
〇〇〇〇商店

【対 象】 令和7年4月1日～令和8年3月31日
【対象外】 令和7年3月31日以前のもの

正式な老人クラブ名をご記入ください。記入漏れに注意してください。

- ・記入漏れに注意してください。
- ・但し書きは、具体的に記入してもらうよう依頼してください。
- ・「品代」など何を購入されたか不明なものは避けてください。

会長名や会計名、サークル団体名など老人クラブ内のものは認められません。

※サークルに助成金として支出された場合は、そのサークルが何に使われたのかがわかる領収証を添付してください。

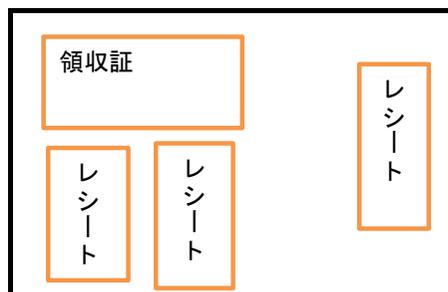
講師に対する現金の謝礼については受領書を添付してください。

全ての領収書等の写しは不要です。

（補助金額が36,180円の場合、補助対象経費の36,180円相当分の領収書の写しが必要です。**領収書は、補助金額以上であれば問題ございません。**）

「友愛活動」や「奉仕活動」等活動別に作成していただく必要はありません。

○領収証等の添付の仕方（例）



※可能な限り各領収証（特に金額）が被らないように貼り付けしてください。（写しも同様）